

平成28年（2016年）

第3回定例会

# 議案の内容

町田市議会事務局調査法制係

042-722-3111  
内線 4717・4718

第1版 2016.8.23 調製



## 平成28年(2016年)第3回町田市議会定例会日程一覧表

- ※8月23日(火) 告示 議案配付 議会運営委員会  
 ※8月25日(木) 正午 一般質問通告締切  
 ※8月25日(木) 午後2時～午後5時 一般質問打ち合わせ  
 8月26日(金) 午前10時～午後5時

月	日	曜日	会議種別	摘 要	備 考
8	30	火	本 会 議 議会運営委員会	第 7 3 号議案～第 7 5 号議案 — 提案理由説明 — 質疑 — 表決 第 6 3 号議案～第 7 2 号議案、 第 7 6 号議案～第 8 3 号議案 — 提案理由説明 認定第 1 号、認定第 2 号	
	31	水	議案説明会 全員協議会		
9	1	木	議 案 調 査		
	2	金	本 会 議	一般質問	質疑通告締切 午後零時 5 0 分
	3	⊕			
	4	⊕			
	5	月	本 会 議	一般質問	請願・陳情受付締切 午後 5 時
	6	火	本 会 議 議会運営委員会	一般質問	
	7	水	本 会 議	一般質問	
	8	木	本 会 議	一般質問	
	9	金	本 会 議 議会運営委員会	第 6 8 号議案～第 7 2 号議案、 第 7 6 号議案～第 8 3 号議案 第 6 3 号議案～第 6 7 号議案 — 質疑 — 付託 認定第 1 号、認定第 2 号 請願及び陳情の付託報告	議員提出議案提出締切 午後零時 5 0 分
	10	⊕			
	11	⊕			
	12	月	常任委員会	総務・健康福祉	
	13	火	常任委員会	総務・健康福祉	
	14	水	常任委員会	総務・健康福祉 (常任委員会予備日)	
	15	木	常任委員会	文教社会・建設	総務常任委員会・健康福祉常任委員会の決算附帯意見提出締切 午後零時 5 0 分
	16	金	常任委員会	文教社会・建設	
	17	⊕			
	18	⊕			
	19	⊕			
	20	火	常任委員会	総務・健康福祉 (意見集約) 文教社会・建設 (常任委員会予備日)	

月	日	曜日	会議種別	摘 要	備 考
9	21	水	議事整理		文教社会常任委員会・建設常任委員会の決算附帯意見提出締切 午後零時50分
	22	④			
	23	金	議事整理		
	24	⑤			
	25	⑥			
	26	月	常任委員会	文教社会・建設（意見集約）	
	27	火	議事整理		委員会提出議案提出締切 午後零時50分 即決請願・委員会提出の議員提出議案提出締切 午後零時50分
	28	水	議事整理		
	29	木	議事整理		
	30	金	議事整理		
10	1	⑦			
	2	⑧			
	3	月	議事整理		
	4	火	本 会 議 議会運営委員会	常任委員会審査報告 ————— 質疑 — 表決 議員提出議案 ————— 提案理由説明 — 質疑 — 表決 請願及び陳情の付託報告	

平成28年第3回定例会は、8月30日（火）に招集され、10月4日（火）までの36日間の会期で開かれます。

審議される案件は、予算5件、条例4件、その他が14件となっています。

予算案は、平成28年度（2016年度）町田市一般会計補正予算（第3号）などが上程されています。条例案は、公益的法人等への町田市職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例などが上程されています。

その他、市民から提出された請願等が上程されます。

### ◆ 議案の内容 ◆

第63号議案 平成28年度（2016年度）町田市一般会計補正予算（第3号）

第64号議案 平成28年度（2016年度）町田市国民健康保険事業会計補正予算（第1号）

第65号議案 平成28年度（2016年度）町田市下水道事業会計補正予算（第2号）

第66号議案 平成28年度（2016年度）町田市介護保険事業会計補正予算（第1号）

第67号議案 平成28年度（2016年度）町田市後期高齢者医療事業会計補正予算（第1号）

第68号議案 公益的法人等への町田市職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例

※ 派遣することができる団体を改めるため、所要の改正をするものです。

第69号議案 町田市地域センター条例の一部を改正する条例

※ 南町田駅前周辺拠点整備事業の実施に伴い、当該事業の区域内に設置している南町田コミュニティセンターを一旦廃止するため、所要の改正をするものです。

第70号議案 町田市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例

※ し尿の処理手数料を改定するため、所要の改正をするものです。

第71号議案 町田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

※ 「町田都市計画南町田駅前周辺地区地区計画」の都市計画決定に伴い、関連する規定を整備するため、所要の改正をするものです。

## **第 7 2 号議案 2016 年度町田市防災行政無線子局設備再構築工事 請負契約**

※ 防災行政無線設備における子局設備の更新及び無線電波のデジタル化を図り、併せて市全域における適正配置を図るため、工事請負契約を締結するものです。

## **第 7 3 号議案 ソフトウェア（児童用学習・授業支援ソフト）購入**

※ 町田市立小学校全校におけるパソコン教室のパソコン更改に伴い、小学校向け児童用学習・授業支援ソフトのライセンス等を購入するため、物品供給契約を締結するものです。

## **第 7 4 号議案 小学校通学路防犯カメラシステム購入**

※ 学校、地域等が行う通学路における児童の見守り活動を補完し、児童の安全を確保するため、防犯カメラシステム購入に係る物品供給契約を締結するものです。

## **第 7 5 号議案 町田市地域コミュニティバス運行事業に使用するバスの購入**

※ 玉川学園地区で運行しているコミュニティバスに使用しているバス車両の老朽化に伴い、バス車両を購入するため、物品供給契約を締結するものです。

## **第 7 6 号議案 町田都市計画事業南町田駅周辺土地区画整理事業の事業執行に関する協定**

※ 東急田園都市線南町田駅周辺地区において民間事業者 2 者と共同で土地区画整理事業を実施するため、「町田都市計画事業南町田駅周辺土地区画整理事業に関する施行協定」（2016 年 10 月 5 日付け締結予定）に基づき、事業執行に関する協定を締結するものです。

## **第 7 7 号議案 町田都市計画事業南町田駅周辺土地区画整理事業鶴間公園南調整池再整備工事（施行地区外流域分工事）に関する施行協定**

※ 東急田園都市線南町田駅周辺地区において民間事業者 2 者と共同で土地区画整理事業を実施するため、「町田都市計画事業南町田駅周辺土地区画整理事業に関する施行協定」（2016 年 10 月 5 日付け締結予定）に基づき、事業執行に関する協定を締結するものです。

## **第 7 8 号議案 平成 27 年度町田市公共下水道根幹的施設（鶴見川クリーンセンター）の建設工事委託に関する基本協定の一部を変更する協定**

※ 鶴見川クリーンセンター建設工事において、金額の変更と委託期間を延伸するために基本協定の内容を変更するものです。

### **第 7 9 号議案 市道路線の認定について**

※ 開発行為により築造された道路、私道移管事業により移管された道路、道路改良工事により整備された道路及び道路管理平面図を新たに作成した道路を市道として認定するものです。

### **第 8 0 号議案 市道路線の廃止について**

※ 民地認定されており道路として機能のない路線、開発行為に伴い新設道路との付け換えを行った旧路線、道路として機能がなく払下げ予定の路線及び所管換えを行う路線を廃止するものです。

### **第 8 1 号議案 町田市鶴川緑の交流館ホール等の指定管理者の指定について**

※ 町田市鶴川緑の交流館ホール等の指定管理者を指定するものです。

### **第 8 2 号議案 町田市フォトサロンの指定管理者の指定について**

※ 町田市フォトサロンの指定管理者を指定するものです。

### **第 8 3 号議案 みわっこ学童保育クラブの指定管理者の指定について**

※ みわっこ学童保育クラブを管理する指定管理者を指定するものです。

## **【認定】**

### **認定第 1 号 平成 2 7 年度（2 0 1 5 年度）町田市一般会計・特別会計歳入歳出決算認定について**

※ 地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定に基づき、議会の認定に付するものです。

### **認定第 2 号 平成 2 7 年度（2 0 1 5 年度）町田市病院事業会計決算認定について**

※ 地方公営企業法第 3 0 条第 4 項の規定に基づき、議会の認定に付するものです。

# 平成28年度9月補正予算



## 9月補正予算の概要

9月補正予算では、安心して子育てできる環境を目指し、法令改正に伴い、2016年10月から乳児に対するB型肝炎ワクチンの定期予防接種を実施します。

また、魅力的な街づくりのために、Wi-Fi環境を整備し、外国人観光客等の受入れを推進します。

そのほか、前年度決算額の確定に伴う補正や、契約差金又は特定財源の減少・不交付による減額補正を行います。

一般会計	38億5,774万8千円
特別会計	△2億1,429万9千円
計	36億4,344万9千円

### 補正予算の主な内容

#### 1 安心して子育てできる環境を整えるために

- ・予防接種事業（B型肝炎ワクチンの定期予防接種化）  
5,345万円

#### 2 魅力的な街づくりのために

- ・外国人観光客等受入推進事業（Wi-Fi環境整備）600万円
- ・南町田駅前連絡所移転事業 2,799万円

#### 3 その他

- ・アクティブシニア介護人材バンク事業 1,000万円

## 2016年度9月補正 会計別予算構成表

(千円)

区 分		補正前の額		補 正 額	計	
			構成比(%)			構成比(%)
一 般 会 計		140,428,275	53.5	3,857,748	144,286,023	54.2
特 別 会 計	国 民 健 康 保 険 事 業 会 計	51,499,411	19.6	16,881	51,516,292	19.3
	下 水 道 事 業 会 計	13,565,176	5.2	△ 901,394	12,663,782	4.8
	介 護 保 険 事 業 会 計	30,880,355	11.7	596,644	31,476,999	11.8
	後 期 高 齢 者 医 療 事 業 会 計	9,658,386	3.7	73,570	9,731,956	3.7
	病 院 事 業 会 計	16,667,715	6.3	—	16,667,715	6.2
	収 益 的	15,290,470	5.8	—	15,290,470	5.7
	資 本 的	1,377,245	0.5	—	1,377,245	0.5
	小 計	122,271,043	46.5	△ 214,299	122,056,744	45.8
合 計		262,699,318	100.0	3,643,449	266,342,767	100.0

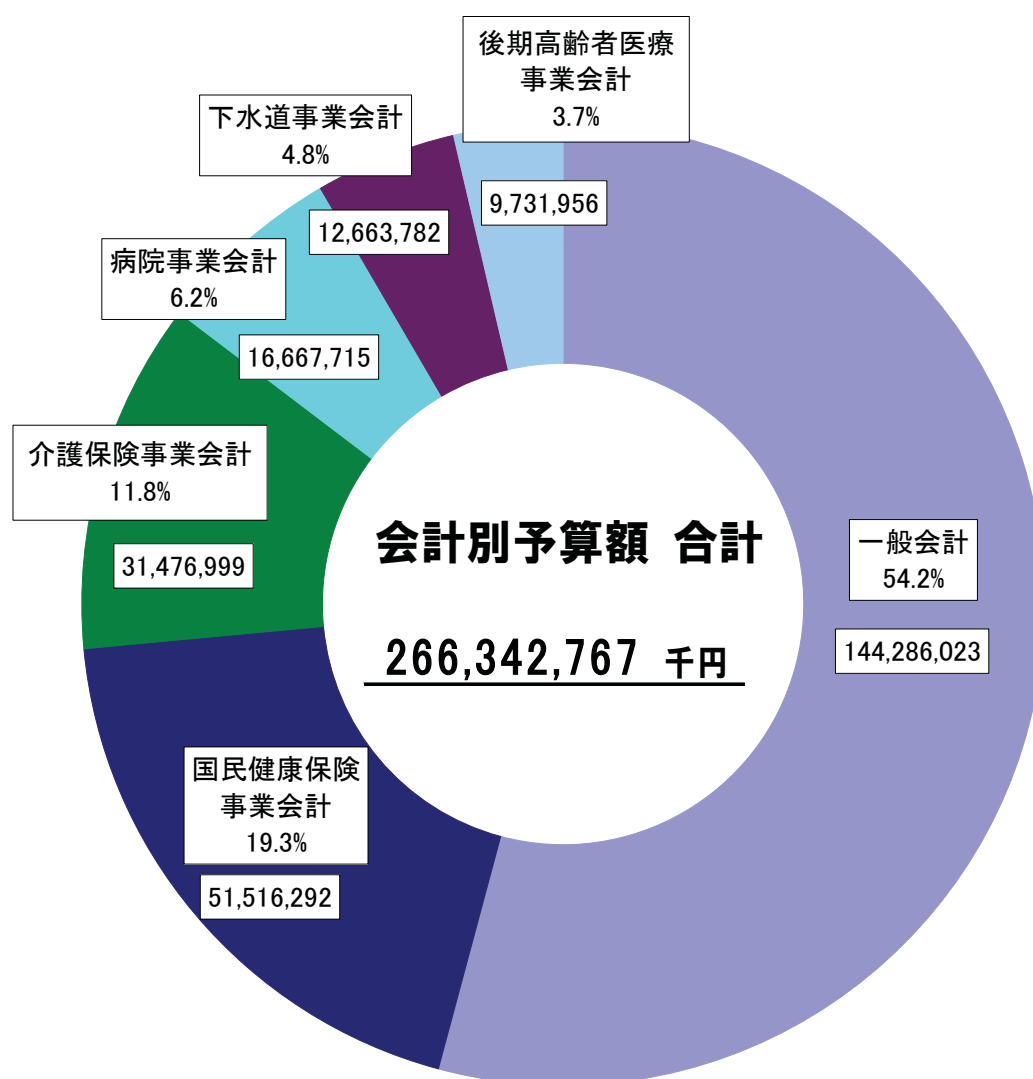
### 【概要】

- 一般会計の補正額は38億5,774万8千円で、補正後の全会計予算総額2,663億4,276万7千円に対する一般会計の構成比は54.2%となります。
- 特別会計の補正は、2015年度決算の確定に伴う繰越金、及び清算に伴う返還金等を計上し、2億1,429万9千円の減額補正を行います。

# 2016年度 会計別予算構成

<9月補正後>

(単位:千円)



## 2016年度9月補正 一般会計歳入予算内訳表

(千円)

款	補正前の額		補正額	計	
		構成比(%)			構成比(%)
1. 市 税	67,328,486	47.9	—	67,328,486	46.7
2. 地 方 譲 与 税	677,001	0.5	—	677,001	0.5
3. 利 子 割 交 付 金	173,000	0.1	—	173,000	0.1
4. 配 当 割 交 付 金	951,000	0.7	—	951,000	0.7
5. 株式等譲渡所得割交付金	562,000	0.4	—	562,000	0.4
6. 地方消費税交付金	8,436,000	6.0	—	8,436,000	5.8
7. ゴルフ場利用税交付金	40,000	0.0	—	40,000	0.0
8. 自動車取得税交付金	329,001	0.2	—	329,001	0.2
9. 地方特例交付金	308,000	0.2	—	308,000	0.2
10. 地方交付税	490,000	0.4	292,949	782,949	0.5
11. 交通安全対策特別交付金	53,000	0.0	—	53,000	0.0
12. 分担金及び負担金	1,531,301	1.1	325	1,531,626	1.1
13. 使用料及び手数料	3,247,857	2.3	—	3,247,857	2.3
14. 国庫支出金	26,152,086	18.7	△ 46,989	26,105,097	18.1
15. 都支出金	18,189,030	13.0	38,914	18,227,944	12.6
16. 財産収入	689,520	0.5	48	689,568	0.5
17. 寄 附 金	40,952	0.0	—	40,952	0.0
18. 繰 入 金	3,389,399	2.4	121,409	3,510,808	2.4
19. 繰 越 金	1,000,000	0.7	3,581,315	4,581,315	3.2
20. 諸 収 入	1,221,242	0.9	2,777	1,224,019	0.9
21. 市 債	5,619,400	4.0	△ 133,000	5,486,400	3.8
歳 入 合 計	140,428,275	100.0	3,857,748	144,286,023	100.0

### 【概要】

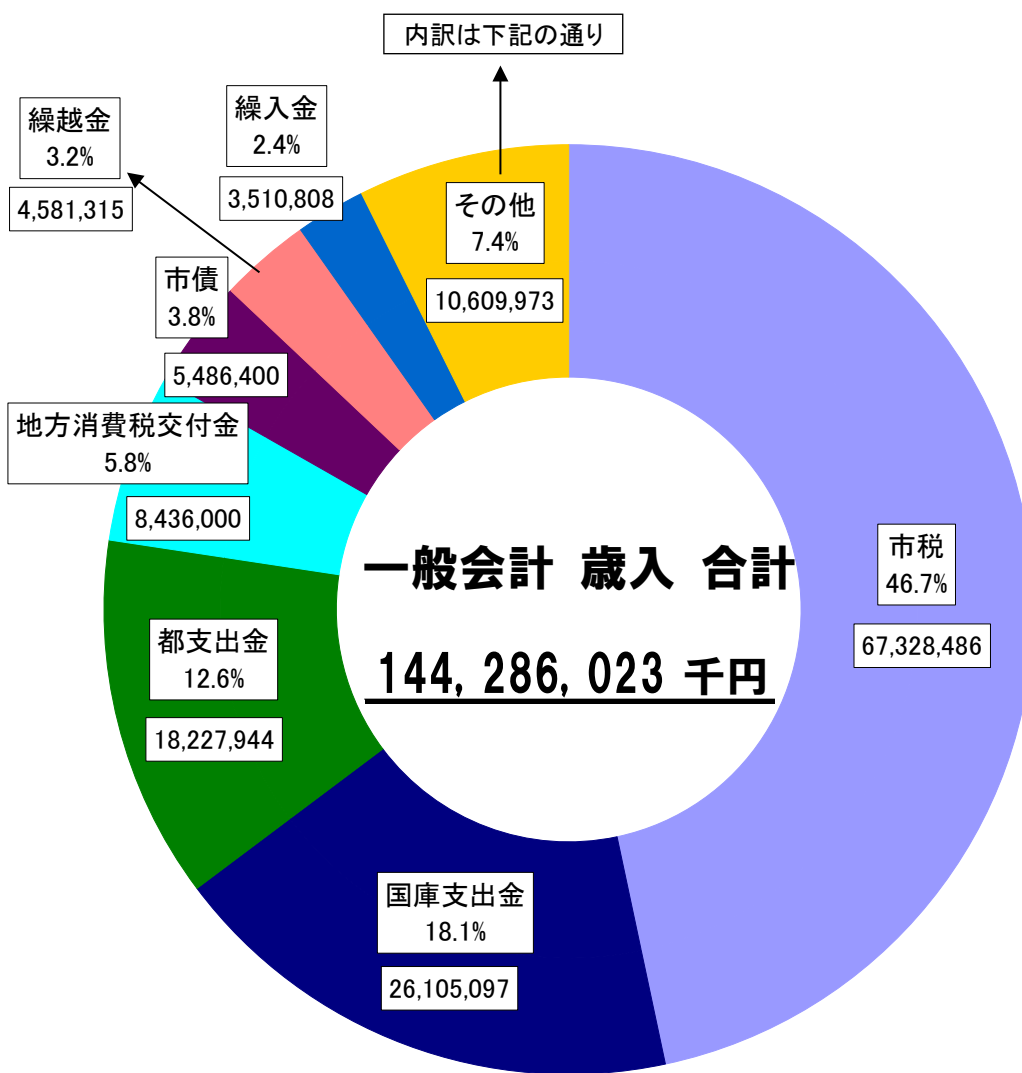
#### 9月補正予算の主なもの

- 款10. 地方交付税            普通交付税 (2.9億円)
- 款14. 国庫支出金            学校施設環境改善交付金 (△1.6億円)、  
個人番号カード交付事業費補助金 (1.0億円)、生活保護費負担金 (0.2億円)
- 款15. 都支出金                都市農業活性化支援事業費補助金 (0.3億円)、  
元気高齢者地域活躍推進事業費補助金 (0.1億円)
- 款18. 繰入金                 介護保険事業会計繰入金 (0.6億円)、  
後期高齢者医療事業会計繰入金 (0.6億円)
- 款19. 繰越金                 前年度繰越金 (35.8億円)
- 款21. 市債                    臨時財政対策債 (△2.5億円)、学校施設整備事業債 (1.2億円)

# 2016年度 一般会計 歳入予算内訳

<9月補正後>

(単位:千円)



## その他 内訳

(単位:千円)

使用料及び手数料	3,247,857	株式等譲渡所得割交付金	562,000
分担金及び負担金	1,531,626	自動車取得税交付金	329,001
諸収入	1,224,019	地方特例交付金	308,000
配当割交付金	951,000	利子割交付金	173,000
地方交付税	782,949	交通安全対策特別交付金	53,000
財産収入	689,568	寄附金	40,952
地方譲与税	677,001	ゴルフ場利用税交付金	40,000

## 2016年度9月補正 一般会計歳出予算 目的別内訳表

(千円)

款	補正前の額 (構成比)	補正額	計 (構成比)	補正額の財源内訳				一般財源
				特 定 財 源				
				国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
1. 議会費	679,921 (0.5%)	—	679,921 (0.5%)	—	—	—	—	—
2. 総務費	14,644,616 (10.4%)	3,227,835	17,872,451 (12.4%)	100,116	—	—	—	3,127,719
3. 民生費	75,523,139 (53.9%)	454,551	75,977,690 (52.7%)	—	9,909	—	48	444,594
4. 衛生費	12,777,105 (9.1%)	108,130	12,885,235 (8.9%)	—	—	—	325	107,805
5. 労働費	38,421 (0.0%)	—	38,421 (0.0%)	—	—	—	—	—
6. 農林費	326,741 (0.2%)	39,298	366,039 (0.3%)	—	32,624	—	—	6,674
7. 商工費	864,758 (0.6%)	6,040	870,798 (0.6%)	—	—	—	2,777	3,263
8. 土木費	11,436,657 (8.1%)	22,569	11,459,226 (7.9%)	—	—	—	—	22,569
9. 消防費	5,372,141 (3.8%)	—	5,372,141 (3.7%)	—	—	—	—	—
10. 教育費	12,327,867 (8.8%)	△ 675	12,327,192 (8.5%)	△ 154,581	△ 3,619	117,000	—	40,525
11. 災害復旧費	86 (0.0%)	—	86 (0.0%)	—	—	—	—	—
12. 公債費	6,336,823 (4.5%)	—	6,336,823 (4.4%)	—	—	—	—	—
13. 予備費	100,000 (0.1%)	—	100,000 (0.1%)	—	—	—	—	—
歳出合計	140,428,275 (100.0%)	3,857,748	144,286,023 (100.0%)	△ 54,465	38,914	117,000	3,150	3,753,149

### 【概要】

9月補正予算の主なもの	
○款2. 総務費	財政調整基金積立金 (25.3億円)、公共施設整備等基金積立金 (5.1億円) 社会保障・税番号制度番号カード関連事務交付金 (1.0億円)
○款3. 民生費	国・都支出金返還金 (9.3億円)、介護人材開発事業補助金 (0.1億円) 国民健康保険事業会計繰出金 (△4.1億円)
○款4. 衛生費	予防接種等委託料 (0.5億円)、廃棄物処理施設整備工事費 (0.4億円)
○款6. 農林費	都市農業活性化支援事業補助金 (0.3億円)
○款8. 土木費	用地購入費・物件補償料 (0.6億円) 下水道事業会計繰出金 (△0.5億円)
○款10. 教育費	学校施設整備工事費 (0.1億円)、文化財施設改修工事費 (△0.1億円)
○債務負担行為補正の内容 (期間/限度額/総事業費)	
追加: 南町田駅前連絡所借上事業 (2016~2019年度/0.3億円/0.3億円)	
清掃工場2号乾式集じん器改修事業 (2016~2017年度/0.6億円/1.0億円)	
鶴間小学校仮設校舎借上事業 (2016~2021年度/0.4億円/0.4億円)	
限度額の変更: 鶴川第一小学校給食棟改築及び旧校舎解体事業 (2016~2017年度/3.7→3.9億円/6.2→6.4億円)	

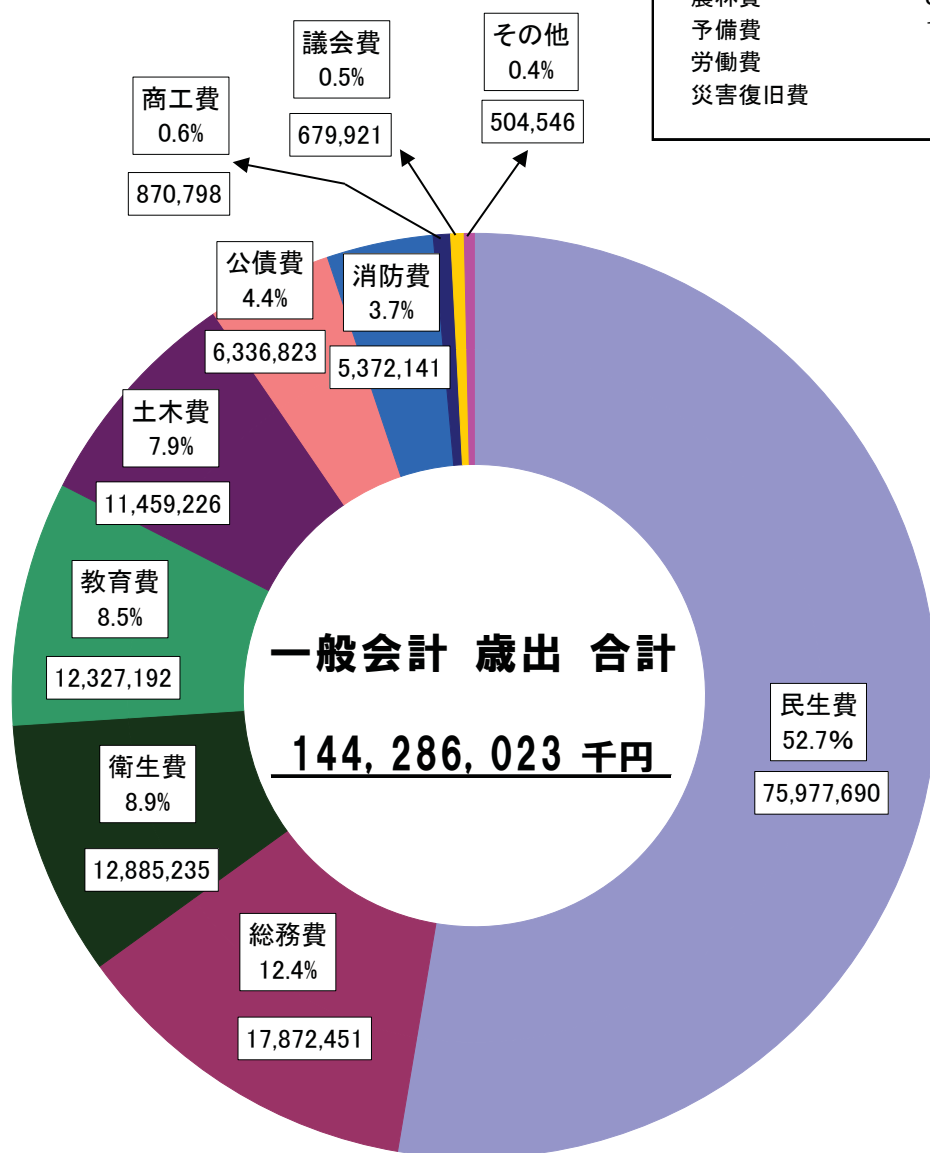
# 2016年度 一般会計 歳出予算 目的別内訳

<9月補正後>

(単位:千円)

## その他の内訳

農林費	366,039
予備費	100,000
労働費	38,421
災害復旧費	86



2016年度9月補正 一般会計歳出予算 性質別内訳表

(千円)

区 分		補正前の額		補正額	計	
			構成比(%)			構成比(%)
義 務 的 経 費	人 件 費	23,084,147	16.4	—	23,084,147	16.0
	職 員 給 与 費	19,629,888	14.0	—	19,629,888	13.6
	特別職給与費等	3,454,259	2.4	—	3,454,259	2.4
	扶 助 費	48,093,807	34.3	—	48,093,807	33.3
	公 債 費	6,336,822	4.5	—	6,336,822	4.4
	計	77,514,776	55.2	—	77,514,776	53.7
投 資 的 経 費		9,964,484	7.1	145,813	10,110,297	7.0
そ の 他 経 費	物 件 費	21,718,917	15.4	59,913	21,778,830	15.1
	維 持 補 修 費	1,094,531	0.8	11	1,094,542	0.8
	補 助 費 等	12,052,158	8.6	1,146,894	13,199,052	9.1
	繰 出 金	17,513,402	12.5	△ 532,273	16,981,129	11.8
	出 資 金 ・ 貸 付 金	8,601	0.0	—	8,601	0.0
	積 立 金	461,406	0.3	3,037,390	3,498,796	2.4
	予 備 費	100,000	0.1	—	100,000	0.1
	計	52,949,015	37.7	3,711,935	56,660,950	39.3
歳 出 合 計		140,428,275	100.0	3,857,748	144,286,023	100.0

【概要】

9月補正予算の主なもの

- 投資的経費 用地購入費・物件補償料(0.6億円)  
廃棄物処理施設整備工事費(0.4億円)、文化財施設改修工事費(△0.1億円)
- 物件費 予防接種等委託料(0.5億円)、Wi-Fi環境整備委託料(0.1億円)
- 補助費等 国・都支出金返還金(9.3億円)、  
社会保障・税番号制度番号カード関連事務交付金(1.0億円)
- 繰出金 国民健康保険事業会計繰出金(△4.1億円)、介護事業会計繰出金(△0.8億円)
- 積立金 財政調整基金積立金(25.3億円)、公共施設整備等基金積立金(5.1億円)



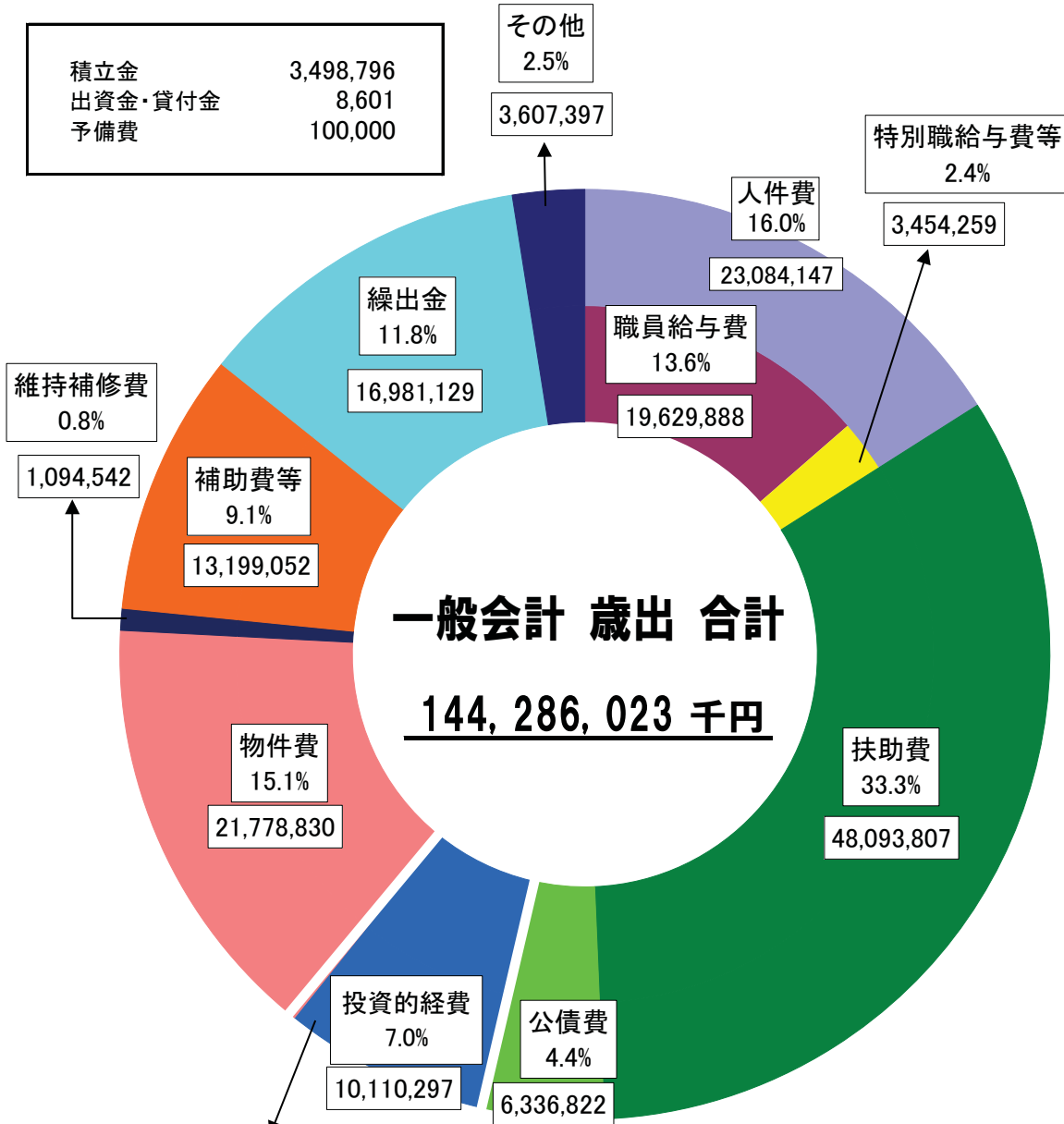
# 2016年度 一般会計 歳出予算 性質別内訳

<9月補正後>

その他の内訳

(単位:千円)

積立金	3,498,796
出資金・貸付金	8,601
予備費	100,000



投資的経費 内訳

総務費	1,471,865	土木費	3,914,141
民生費	1,803,193	消防費	486,982
衛生費	681,092	教育費	1,712,543
農林費	38,610	災害復旧費	6
商工費	1,865		

議案概要

議案名	第68号議案 公益的法人等への町田市職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例		
<p><b>【議案提出の目的】</b> 派遣することができる団体を改めるため、所要の改正をするものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b> ○ 派遣することができる団体を、公益財団法人東京市町村自治調査会に改めます。</p> <p><b>【議案の法的根拠】</b> ○ 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第2条第1項（職員の派遣）</p> <p><b>【改正により何が変わるか】</b> ○ 派遣することができる団体 (改正前) 一般財団法人町田市文化・国際交流財団 (改正後) 公益財団法人東京市町村自治調査会</p>			
問合せ先	総務部 職員課長 老沼	電話	724-2761

## 議案概要

議案名	第69号議案 町田市地域センター条例の一部を改正する条例		
<b>【議案提出の目的】</b>			
南町田駅前周辺拠点整備事業の実施に伴い、当該事業の区域内に設置している南町田コミュニティセンターを一旦廃止するため、所要の改正をするものです。			
<b>【議案の内容】</b>			
○ 条例から南町田コミュニティセンターに関する規定を削ります。			
○ 2017年3月1日から施行します。			
<b>問合せ先</b> 市民部 市民総務課長 宮崎			
<b>電話</b>		724-4346	

議案概要

議案名	第70号議案 町田市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例
-----	--

【議案提出の目的】

し尿の処理手数料を改定するため、所要の改正をするものです。

【議案の内容】

- し尿の処理手数料について、受益者負担の適正化を図ることを目的として以下のように改めます。

	＜改正前＞	⇒	＜改正後＞
下水道供用開始後 3 年を経過した区域において日常生活に伴って排出されるし尿	1 世帯 1 回につき 1,500 円	⇒	1 便槽 1 回につき 4,000 円
下水道供用開始後 3 年を経過していない区域及び下水道が未供用の区域において日常生活に伴って排出されるし尿	なし	⇒	1 便槽 1 回につき 2,000 円
事業活動に伴って排出されるし尿	36 リットルまで ごとに 600 円	⇒	36 リットルまで ごとに 1,000 円

- 2017 年 4 月 1 日から施行します。

【議案の法的根拠】

- 地方自治法第 96 条第 1 項第 4 号(手数料の徴収)

問合せ先	環境資源部 環境政策課長 水島 下水道部 下水道整備課長 野田	電話	724-4379 724-4306
------	------------------------------------	----	----------------------

議案概要

<p>議案名</p>	<p>第71号議案 町田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例</p>		
<p><b>【議案提出の目的】</b>  「町田都市計画南町田駅周辺地区地区計画」の都市計画決定に伴い、関連する規定を整備するため、所要の改正をするものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地区計画の決定に伴う改正 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2016年8月5日町田市告示第192号にて都市計画決定された「町田都市計画南町田駅周辺地区地区計画」において定められた事項を加えます。</li> <li>・ 内容としては、「建築物等の用途の制限」、「建築物の敷地面積の最低限度」、「壁面の位置の制限」、「建築物等の高さの最高限度」となります。</li> </ul> </li> <li>○ 公布の日から施行します。</li> </ul> <p><b>【議案の法的根拠】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 建築基準法（昭和25年法律第201号）第68条の2第1項（市町村の条例に基づく制限）</li> <li>○ 「町田都市計画南町田駅周辺地区地区計画」（2016年8月5日町田市告示第192号）</li> </ul> <p><b>【改正により何が変わるか】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 南町田駅周辺地区地区計画で定めた建築物等に関する事項について、地区計画の方針に基づいた街並みが形成されるようになります。</li> </ul>			
<p>問合せ先</p>	<p>都市づくり部 建築開発審査課長 瀬戸口</p>	<p>電話</p>	<p>724-4413</p>

議案概要

議案名	第72号議案 2016年度町田市防災行政無線子局設備再構築工事請負契約
-----	-------------------------------------

【議案提出の目的】

防災行政無線設備における子局設備の更新及び無線電波のデジタル化を図り、併せて市全域における適正配置を図るため、工事請負契約を締結するものです。

【議案の内容】

○ 工事内容

町田市防災行政無線設備（デジタル同報系子局設備）83局（更新72局、新設11局）の設置及び既設設備撤去一式並びに戸別受信機2局の設置をするものです。

・ 子局設備

親局からの操作により、中継局からの電波を受けてスピーカーより拡声します。

屋外自立局 69局（更新58局、新設11局）

屋上設置局 14局（更新）

・ 戸別受信機

親局からの操作により、中継局からの電波を受けて戸別受信機本体のスピーカーより拡声します。

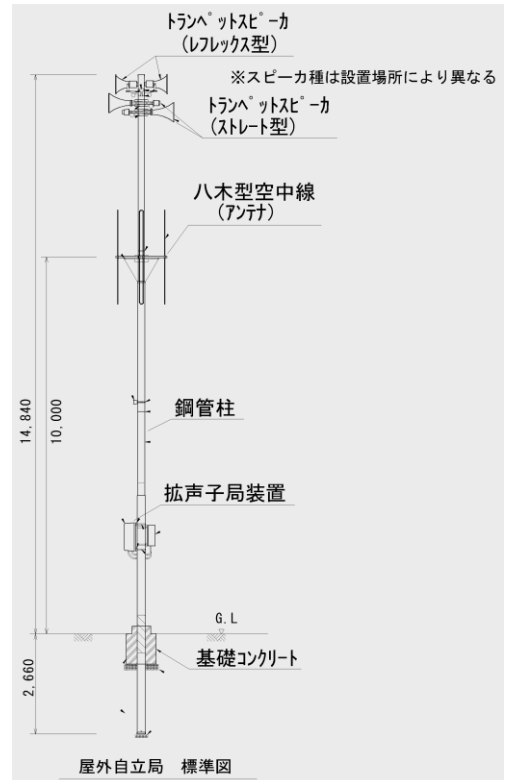
戸別受信機2局（新設）

【議案の法的根拠】

- 地方自治法第96条第1項第5号（契約の締結）
- 地方自治法施行令第121条の2第1項（議決に付すべき契約の基準）
- 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条（議決に付すべき契約）

【契約の概要】

- 契約目的 2016年度町田市防災行政無線子局設備再構築工事
- 契約方法 条件付一般競争入札
- 契約金額 365,040,000円
- 契約相手方 東京都渋谷区渋谷三丁目29番20号  
株式会社 協和エクシオ  
代表取締役 小園 文典
- 工期 契約確定の日から2017年3月17日まで



問合せ先	財務部 契約課長 白川	電話	724-2523
	財務部 営繕課長 徳重		724-1293

議案概要

<p>議案名</p>	<p>第73号議案 ソフトウェア（児童用学習・授業支援ソフト）購入</p>		
<p><b>【議案提出の目的】</b> 町田市立小学校全校におけるパソコン教室のパソコン更改に伴い、小学校向け児童用学習・授業支援ソフトのライセンス等を購入するため、物品供給契約を締結するものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童用学習・授業支援ソフトのライセンス及びインストールメディアを購入するものです。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・クライアントライセンス 1,744 ライセンス</li> <li>・インストールメディア（DVD） 1本</li> <li>・学校内サーバーライセンス 43 ライセンス</li> <li>・学校内サーバーインストールメディア（DVD） 1本</li> </ul> </li> </ul> <p><b>【議案の法的根拠】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地方自治法第96条第1項第8号（財産の取得）</li> <li>○ 地方自治法施行令第121条の2第2項（議決に付すべき財産の取得の基準）</li> <li>○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条（議決に付すべき財産の取得）</li> </ul> <p><b>【契約の概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 契約目的 ソフトウェア（児童用学習・授業支援ソフト）購入</li> <li>○ 契約方法 条件付一般競争入札</li> <li>○ 契約金額 26,781,408円</li> <li>○ 契約相手方 神奈川県相模原市中央区相模原四丁目8番19号 株式会社 JMC 相模原支店 支店長 和田 健二</li> <li>○ 履行期限 契約確定の日から2016年9月30日まで</li> </ul>			
<p>問合せ先</p>	<p>財務部 契約課長 白川 学校教育部 教育センター所長 勝又</p>	<p>電話</p>	<p>724-2523 793-2481</p>

議案概要

議案名	第74号議案 小学校通学路防犯カメラシステム購入		
<p><b>【議案提出の目的】</b>            学校、地域等が行う通学路における児童の見守り活動を補完し、児童の安全を確保するため、防犯カメラシステム購入に係る物品供給契約を締結するものです。</p>			
<p><b>【議案の内容】</b></p> <p>○ 町田市立町田第四小学校をはじめ 15 校の通学路上及び小学校敷地内に設置する防犯カメラシステムを購入するものです。</p> <p>・ 記録一体型屋外用ドーム型防犯カメラ 一式 75 台 (1 校あたり 5 台)</p>			
設置小学校 (15 校)	町田第四 南第二 鶴川第三 函師	町田第六 つくし野 大蔵 小山中央	藤の台 小川 三輪 小中一貫ゆくのき学園大戸
<p><b>【議案の法的根拠】</b></p> <p>○ 地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号 (財産の取得)            ○ 地方自治法施行令第 121 条の 2 第 2 項 (議決に付すべき財産の取得の基準)            ○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 3 条 (議決に付すべき財産の取得)</p>			
<p><b>【契約の概要】</b></p> <p>○ 契約目的 小学校通学路防犯カメラシステム購入            ○ 契約方法 条件付一般競争入札            ○ 契約金額 22,129,740 円            ○ 契約相手方 東京都江東区豊洲五丁目 6 番 36 号            株式会社 ミライト            代表取締役社長 鈴木 正俊            ○ 履行期限 契約確定の日から 2017 年 3 月 17 日まで</p>			
<p><b>【過去の実績】</b></p> <p>○ 2014 年度 記録一体型屋外用ドーム型防犯カメラ 一式 5 台 購入            ・ 契約金額 1,825,200 円            ○ 2015 年度 記録一体型屋外用ドーム型防犯カメラ 一式 55 台 購入            ・ 契約金額 16,810,200 円</p>			
問合せ先	財務部 契約課長 白川 学校教育部 学務課長 田中		電話 724-2523 724-2176



議案概要

<p>議案名</p>	<p>第75号議案 町田市地域コミュニティバス運行事業に使用するバスの購入</p>		
<p><b>【議案提出の目的】</b>          玉川学園地区で運行しているコミュニティバスに使用しているバス車両の老朽化に伴い、バス車両を購入するため、物品供給契約を締結するものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b>          ○ 小型ノンステップバス1台（ディーゼル車、定員36人）を購入するものです。</p> <p><b>【議案の法的根拠】</b>          ○ 地方自治法第96条第1項第8号（財産の取得）          ○ 地方自治法施行令第121条の2第2項（議決に付すべき財産の取得の基準）          ○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条（議決に付すべき財産の取得）</p> <p><b>【契約の概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 契約目的 町田市地域コミュニティバス運行事業に使用するバスの購入</li> <li>○ 契約方法 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約</li> <li>○ 契約金額 20,158,285円</li> <li>○ 契約相手方 東京都八王子市左入町52番地 東京日野自動車株式会社 八王子支店 支店長 中村 和兄</li> <li>○ 履行期限 契約確定の日から2017年3月17日まで</li> </ul> <p><b>【過去の実績】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 2006年度 小型ノンステップバス（天然ガス車）2台購入             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約金額 50,986,509円</li> </ul> </li> <li>○ 2014年度 小型ノンステップバス（ディーゼル車）1台購入             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約金額 20,548,250円</li> </ul> </li> </ul>			
<p>問合せ先</p>	<p>財務部 契約課長 白川          都市づくり部 交通事業推進課長 岩岡</p>	<p>電話</p>	<p>724-2523          724-4260</p>

議案概要

<p>議案名</p>	<p>第76号議案 町田都市計画事業南町田駅周辺土地区画整理事業の事業執行に関する協定</p>		
<p><b>【議案提出の目的】</b>          東急田園都市線南町田駅周辺地区において民間事業者2者と共同で土地区画整理事業を実施するため、「町田都市計画事業南町田駅周辺土地区画整理事業に関する施行協定」（2016年10月5日付け締結予定）に基づき、事業執行に関する協定を締結するものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 2016年8月5日町田市告示第192号にて都市計画決定した町田都市計画事業南町田駅周辺土地区画整理事業を実施するため、事業執行に関する協定を締結します。</li> <li>○ 土地区画整理事業の概要             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 位置：町田市鶴間二丁目及び鶴間三丁目各地内</li> <li>・ 区域：約18.2ha</li> <li>・ 地権者：7名</li> <li>・ 事業認可取得予定：2016年10月下旬（予定）</li> </ul> </li> <li>○ 土地区画整理事業の主な事業内容             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都市公園と商業地の一体整備による大街区化</li> <li>・ 公園・道路等の公共施設の再配置</li> <li>・ 公共公益機能等の導入のための市有地の再配置</li> <li>・ 雨水浸水対策のための調整池整備</li> </ul> </li> </ul> <div data-bbox="919 658 1469 1066" style="text-align: right;"> <p>The map shows the project area in Machida City, including the station, park, and adjustment pond. Labels include: 南町田駅 (Nanchoyama Station), 鶴間公園 (Tsurumai Park), 都市計画公園 (City Planning Park), 鶴間公園南調整池 (Tsurumai Park South Adjustment Pond), 区画道路 (Block Road), and 土地区画整理事業 施行地区 (Land Re-zoning Project Implementation Area).</p> </div> <p><b>【議案の法的根拠】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地方自治法第96条第1項第5号（契約の締結）</li> <li>○ 地方自治法施行令第121条の2第1項（議決に付すべき契約の基準）</li> <li>○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条（議案に付すべき契約）</li> </ul> <p><b>【協定の概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 協定目的             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町田都市計画事業南町田駅周辺土地区画整理事業の事業執行</li> </ul> </li> <li>○ 協定金額             <ul style="list-style-type: none"> <li>1,379,223,000円</li> </ul> </li> <li>○ 協定相手方             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町田都市計画事業南町田駅周辺土地区画整理事業 代表施行者                  東京都渋谷区南平台町5番6号                  東京急行電鉄株式会社                  取締役社長 野本 弘文</li> </ul> </li> <li>○ 協定期間             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土地区画整理法第3条に規定する事業認可日から2021年3月31日まで</li> </ul> </li> </ul>			
<p>問合せ先</p>	<p>都市づくり部 都市政策課長 神蔵</p>	<p>電話</p>	<p>724-4248</p>

議案概要

議案名	第 77 号議案 町田都市計画事業南町田駅周辺土地区画整理事業 鶴間公園南調整池再整備工事（施行地区外流域分工事）に関する施行協定
-----	--

【議案提出の目的】

東急田園都市線南町田駅周辺地区において民間事業者 2 者と共同で土地区画整理事業を実施するため、「町田都市計画事業南町田駅周辺土地区画整理事業に関する施行協定」（2016 年 10 月 5 日付け締結予定）に基づき、事業施行に関する協定を締結するものです。

【議案の内容】

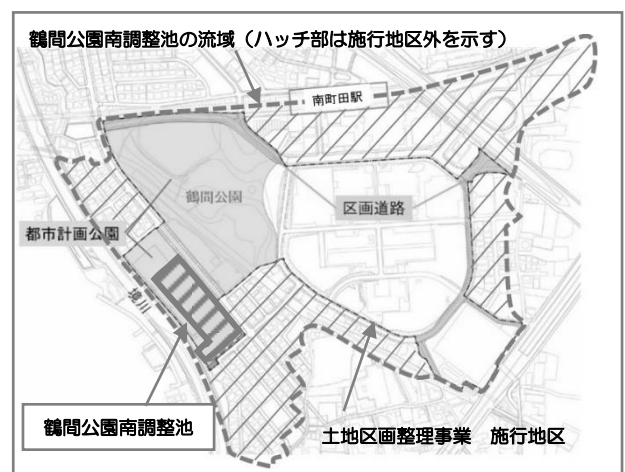
○ 2016 年 8 月 5 日町田市告示第 192 号にて都市計画決定した町田都市計画事業南町田駅周辺土地区画整理事業で整備する雨水調整池において、地区周辺の雨水処理対策に配慮し、施行地区外の流域整備分の工事施行を公共施設管理者から代表施行者に委託します。

○ 土地区画整理事業の概要

- ・ 位置 : 町田市鶴間二丁目及び鶴間三丁目各地内
- ・ 区域 : 約 18.2ha
- ・ 事業認可取得予定 : 2016 年 10 月下旬（予定）

○ 鶴間公園南調整池再整備工事の概要

- ・ 流域面積 : 約 32.98ha
- ・ 整備容量 : 約 20,000 m<sup>3</sup>
- ・ 施行区域外流域分面積 : 約 14.78ha
- ・ 構造 : 地下式調整池（上部公園利用）



【議案の法的根拠】

- 地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号（契約の締結）
- 地方自治法施行令第 121 条の 2 第 1 項（議決に付すべき契約の基準）
- 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条（議案に付すべき契約）

【協定の概要】

- 協定目的
  - ・ 町田都市計画事業南町田駅周辺土地区画整理事業鶴間公園南調整池再整備工事（土地区画整理事業施行地区外流域分工事）
- 協定金額
  - 946,270,000 円
- 協定相手方
  - ・ 町田都市計画事業南町田駅周辺土地区画整理事業 代表施行者  
東京都渋谷区南平台町 5 番 6 号  
東京急行電鉄株式会社  
取締役社長 野本 弘文
- 協定期間
  - ・ 社会資本整備総合交付金交付決定通知日から 2021 年 3 月 31 日まで

問合せ先	都市づくり部 都市政策課長 神蔵	電話	724-4248
------	------------------	----	----------

議案概要

議案名	第78号議案 平成27年度町田市公共下水道根幹的施設（鶴見川クリーンセンター）の建設工事委託に関する基本協定の一部を変更する協定
-----	--

【議案提出の目的】

鶴見川クリーンセンター建設工事において、金額の変更と委託期間を延伸するために基本協定の内容を変更するものです。

【議案の内容】

○ 鶴見川クリーンセンター水処理施設増設工事の土壌処分に関する費用の増額及び掘削の遅れにより、工事スケジュールを延伸します。

工事スケジュール【変更前】				工事スケジュール【変更後】				
	2015年度	2016年度	2017年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
土木	掘削	掘削・躯体	躯体	掘削	掘削・躯体	躯体		
建築		柱・梁	覆蓋 建築機械 建築電気		柱・梁	覆蓋 建築機械 建築電気	覆蓋 建築機械 建築電気	
機械		設計・製作	製作・据付			設計・製作	製作・据付	
電気		設計・製作	製作・据付			設計・製作	製作・据付	

【議案の法的根拠・積算根拠】

- 地方自治法第96条第1項第5号（契約の締結）
- 地方自治法施行令第121条の2第1項（議決に付すべき契約の基準）
- 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条（議決に付すべき契約）
- 予算が可決された議会：2015年第1回町田市議会定例会
- 契約が可決された議会：2015年第1回町田市議会定例会

【契約案件の工事請負先や請負内容など】

- 協定件名 平成27年度町田市公共下水道根幹的施設（鶴見川クリーンセンター）の建設工事委託に関する基本協定の一部を変更する協定
- 協定金額
  - ・ 変更前の金額 4,780,000,000円
  - ・ 変更後の金額 5,130,000,000円
- 協定の相手方 東京都文京区湯島二丁目31番27号  
地方共同法人 日本下水道事業団  
理事長 谷戸 善彦
- 協定期間
  - ・ 変更前の期間 2015年4月1日～2018年3月31日
  - ・ 変更後の期間 2015年4月1日～2019年3月31日

問合せ先	下水道部 水再生センター所長 田中	電話	720-1825
------	-------------------	----	----------

議案概要

<p>議案名</p>	<p>第 7 9 号議案 市道路線の認定について</p>		
<p><b>【議案提出の目的】</b>          開発行為により築造された道路、私道移管事業により移管された道路、道路改良工事により整備された道路及び道路管理平面図を新たに作成した道路を市道として認定するものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b>          ○ 町田 902 号線その他の合計 15 路線 総延長 1,153mを市道として認定します。</p> <p><b>【議案の法的根拠】</b>          ○ 道路法第 8 条第 1 項及び第 2 項(市道路線の認定)</p>			
<p>議案名</p>	<p>第 8 0 号議案 市道路線の廃止について</p>		
<p><b>【議案提出の目的】</b>          民地認定されており道路として機能のない路線、開発行為に伴い新設道路との付け換えを行った旧路線、道路として機能がなく払下げ予定の路線及び所管換えを行う路線を廃止するものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b>          ○ 町田 402 号線その他の合計 7 路線 総延長 492mの市道を廃止します。</p> <p><b>【議案の法的根拠】</b>          ○ 道路法第 10 条第 1 項及び第 3 項(市道路線の廃止)</p>			
<p>問合せ先</p>	<p>建設部 道路用地課長 永野</p>	<p>電話</p>	<p>724-1154</p>

議案概要

議案名	第 8 1 号議案 町田市鶴川緑の交流館ホール等の指定管理者の指定について
-----	---------------------------------------

【議案提出の目的】

町田市鶴川緑の交流館ホール等の指定管理者を指定するものです。

【議案の内容】

- 町田市鶴川緑の交流館における現在の指定管理期間が、2017年3月31日をもって満了をむかえるため、2017年4月1日から2022年3月31日までの5年間の指定管理者を指定するものです。
- 建物概要

名称	町田市鶴川緑の交流館
目的	市民の芸術文化の創造活動及び地域的な共同活動その他の市民活動の推進を図り、もって魅力ある地域社会づくりに寄与するための施設
所在地	町田市能ヶ谷一丁目2番1号
建物構造	鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造
建物面積	5,979.36 m <sup>2</sup>
開設年月	2012年9月
主要施設	ホール（席数300席） 練習室（3室）、多目的室（1室）、会議室（4室） エクササイズルーム（1室）、交流スペース、カフェ 図書館（※管理対象外）、駅前連絡所（※管理対象外）
休場日	・12月29日～1月3日 ・毎月第1月曜日及び第3月曜日（祝日の場合はその翌日）
開場時間	午前9時～午後10時

【議案の法的根拠】

- 法的根拠 地方自治法第244条の2第6項(指定管理者の指定)  
町田市鶴川緑の交流館条例第7条第3項(指定管理者の指定)

【契約の概要】

- 指定管理者候補者 町田市鶴川緑の交流館指定管理業務共同事業体
- 指定管理期間 2017年4月1日から2022年3月31日の5年間
- 主な指定管理業務 ①施設の運営及び維持管理に関すること  
②芸術文化等、事業の実施に関すること

【過去の実績】

- 設立当初から指定管理者制度を導入し、第1期（2012年9月から2017年3月までの4年半）において一般財団法人町田市文化・国際交流財団を指定しています。
  - ・2015年度指定管理料 143,842千円
  - ・2016年度指定管理料 143,000千円

問合せ先	文化スポーツ振興部 文化振興課長 小田島	電話	724-2184
------	----------------------	----	----------

議案概要

議案名	第 8 2 号議案 町田市フォトサロンの指定管理者の指定について																																						
<p><b>【議案提出の目的】</b> 町田市フォトサロンの指定管理者を指定するものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b></p> <p>○ 町田市フォトサロンにおける現在の指定管理期間が、2017 年 3 月 31 日をもって満了をむかえるため、2017 年 4 月 1 日から 2022 年 3 月 31 日までの 5 年間の指定管理者を指定するものです。</p> <p>○ 建物概要</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">名称</td> <td colspan="3">町田市フォトサロン</td> </tr> <tr> <td>目的</td> <td colspan="3">市民の写真その他の文化芸術に関する活動の場を提供し、もって文化芸術の振興に寄与するための文化施設</td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td colspan="3">町田市野津田町 3272 番地</td> </tr> <tr> <td>施設の構造</td> <td colspan="3">鉄筋コンクリート造 2 階建て</td> </tr> <tr> <td>施設の面積</td> <td colspan="3">285.5 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>開設年月</td> <td colspan="3">1999 年 10 月</td> </tr> <tr> <td>主要施設</td> <td colspan="3">第 1 展示室 (2 階)、第 2 展示室 (1 階)</td> </tr> <tr> <td>休館日</td> <td colspan="3">火曜日 (祝日の場合はその翌日)、年末年始</td> </tr> <tr> <td>開館時間</td> <td colspan="3">午前 9 時 30 分～午後 4 時 30 分</td> </tr> </table> <p><b>【議案の法的根拠】</b></p> <p>○ 地方自治法第 244 条の 2 第 6 項(指定管理者の指定)</p> <p>○ 町田市フォトサロン条例第 7 条第 3 項(指定管理者の指定)</p> <p><b>【契約の概要】</b></p> <p>○ 指定管理者候補者 特定非営利活動法人 ワークショップハーモニー</p> <p>○ 指定管理期間 2017 年 4 月 1 日から 2022 年 3 月 31 日の 5 年間</p> <p>○ 主な指定管理業務 ①施設の運営及び維持管理に関すること ②写真の展示会開催など文化事業の実施に関すること</p> <p><b>【過去の実績】</b></p> <p>○ 設立当初からワークショップハーモニー (2006 年 12 月から NPO 法人化) に事業を委託しており、指定管理者制度が導入されてからも第 1 期 (2006 年 4 月から 2009 年 3 月までの 3 年間)、第 2 期 (2009 年 4 月から 2012 年 3 月までの 3 年間)、第 3 期 (2012 年 4 月から 2017 年 4 月までの 5 年間) にわたり、指定しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2015 年度指定管理料 9,652 千円</li> <li>・ 2016 年度指定管理料 10,266 千円</li> </ul>				名称	町田市フォトサロン			目的	市民の写真その他の文化芸術に関する活動の場を提供し、もって文化芸術の振興に寄与するための文化施設			所在地	町田市野津田町 3272 番地			施設の構造	鉄筋コンクリート造 2 階建て			施設の面積	285.5 m <sup>2</sup>			開設年月	1999 年 10 月			主要施設	第 1 展示室 (2 階)、第 2 展示室 (1 階)			休館日	火曜日 (祝日の場合はその翌日)、年末年始			開館時間	午前 9 時 30 分～午後 4 時 30 分		
名称	町田市フォトサロン																																						
目的	市民の写真その他の文化芸術に関する活動の場を提供し、もって文化芸術の振興に寄与するための文化施設																																						
所在地	町田市野津田町 3272 番地																																						
施設の構造	鉄筋コンクリート造 2 階建て																																						
施設の面積	285.5 m <sup>2</sup>																																						
開設年月	1999 年 10 月																																						
主要施設	第 1 展示室 (2 階)、第 2 展示室 (1 階)																																						
休館日	火曜日 (祝日の場合はその翌日)、年末年始																																						
開館時間	午前 9 時 30 分～午後 4 時 30 分																																						
問合せ先	文化スポーツ振興部 文化振興課長 小田島	電話	724-2184																																				

議案概要

議案名	第 8 3 号議案 みわっこ学童保育クラブの指定管理者の指定について									
<p><b>【議案提出の目的】</b> みわっこ学童保育クラブを管理する指定管理者を指定するものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b></p> <p>○ 指定管理者候補者          法人名：社会福祉法人 三輪愛光会          理事長：吉浦 三知子          所在地：町田市三輪町 82 番地 7</p> <p>○ 指定管理者が行う主な業務          ・学童の保育に関する業務          ・学童の特別保育に関する業務          ・施設の維持管理に関する業務</p> <p>○ 指定管理期間          2017 年 4 月 1 日から 2021 年 3 月 31 日まで</p> <p>○ 施設概要</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">名称</th> <th style="width: 40%;">所在地/小学校区</th> <th style="width: 30%;">延床面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">みわっこ学童保育クラブ</td> <td style="text-align: center;">町田市三輪町 330 番地 1</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">298.01 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">三輪小学校</td> </tr> </tbody> </table>				名称	所在地/小学校区	延床面積	みわっこ学童保育クラブ	町田市三輪町 330 番地 1	298.01 m <sup>2</sup>	三輪小学校
名称	所在地/小学校区	延床面積								
みわっこ学童保育クラブ	町田市三輪町 330 番地 1	298.01 m <sup>2</sup>								
	三輪小学校									
<p><b>【議案の法的根拠】</b></p> <p>○ 地方自治法第 244 条の 2 第 6 項(指定管理者の指定)</p> <p>○ 町田市学童保育クラブ設置条例第 8 条第 3 項(指定管理者の指定)</p>										
問合せ先	子ども生活部 児童青少年課長 佐藤	電話	724-2182							







この冊子は、450部作成し、1部あたりの単価は205円です（職員人件費を含みます）。



この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。